

# 育児休業に係る保育所等の継続利用申立書

阿南市長 あて

令和 年 月 日

保護者 住所  
氏名

現在保育所等を利用中の下記児童について、育児休業取得中も継続利用を希望するため、裏面の記載事項を確認のうえ、下記のとおり申し立てます。

## ●利用児童情報

利用児童名 (すでに保育所等に在園中の児童)		生年月日	年 月 日
		生年月日	年 月 日
		生年月日	年 月 日
利用中の施設名			

## ●育児休業取得情報

育児休業取得者氏名		生年月日	年 月 日
出生児童名		生年月日	年 月 日
育児休業取得期間	年 月 日	～	年 月 日
復職予定日	年 月 日		
保育所等の継続利用を希望する理由	<input type="checkbox"/> すでに利用中の児童が5歳児で、次年度に就学を控えているため		
	<input type="checkbox"/> すでに利用中の児童の発達上、環境の変化に留意する必要があるため		
	<input type="checkbox"/> その他 ( )		

## 育児休業に係る保育の実施継続について

【要件】 次の要件を全て満たす方

1. 保護者の出産日の2か月より前から現在の施設を継続して利用していること。
2. 出産認定終了後も引き続き現在の施設を利用すること。
3. 保護者が育児休業を取得し、育児休業中も就労先と雇用契約が継続しており、育児休業終了後、復職が決まっていること。
4. 小学校を控えているなど、児童の発達上環境変化に留意する必要があること。

【継続期間】

継続入所を認めることができるのは、育児休業に係る子どもが1歳の誕生日を含む月末までです。

ただし、育児休業に係る子どもが1歳の誕生日において、保育所等への入所申請をしているにもかかわらず、入所できない場合は、1歳6か月に達する含む月末まで継続入所期間を延長することができます。なお、継続して利用申込みをしている状態で、育児休業に係る子どもが1歳6か月に達するまで入所できない場合は、最長2歳の誕生日を含む月末まで、保育を継続利用できます。

※育児休業に係る子どもの入所申込をする場合は、希望施設を第1希望から第3希望まで記入してもらう必要があります。

【保育の必要量】

育児休業中の保育必要量は保育短時間認定（保育の利用時間：最長8時間利用）となります。

【その他】

育児休業終了後は、復職証明書（就労証明書にて職場復帰がわかるもの）を提出してください。

保育所等の利用決定がなされず育児休業を延長する場合には、再度この申立書の提出が必要です。